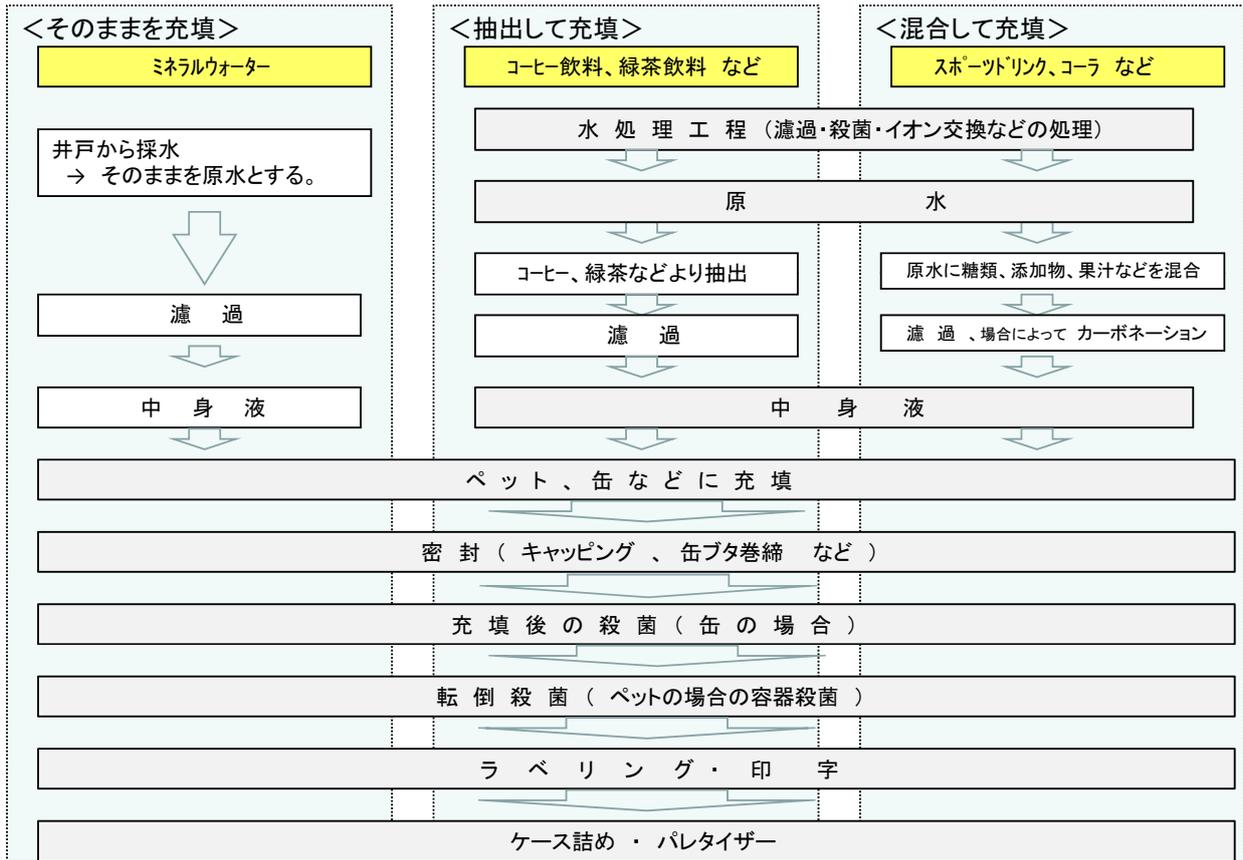


## 清涼飲料水の製造方法



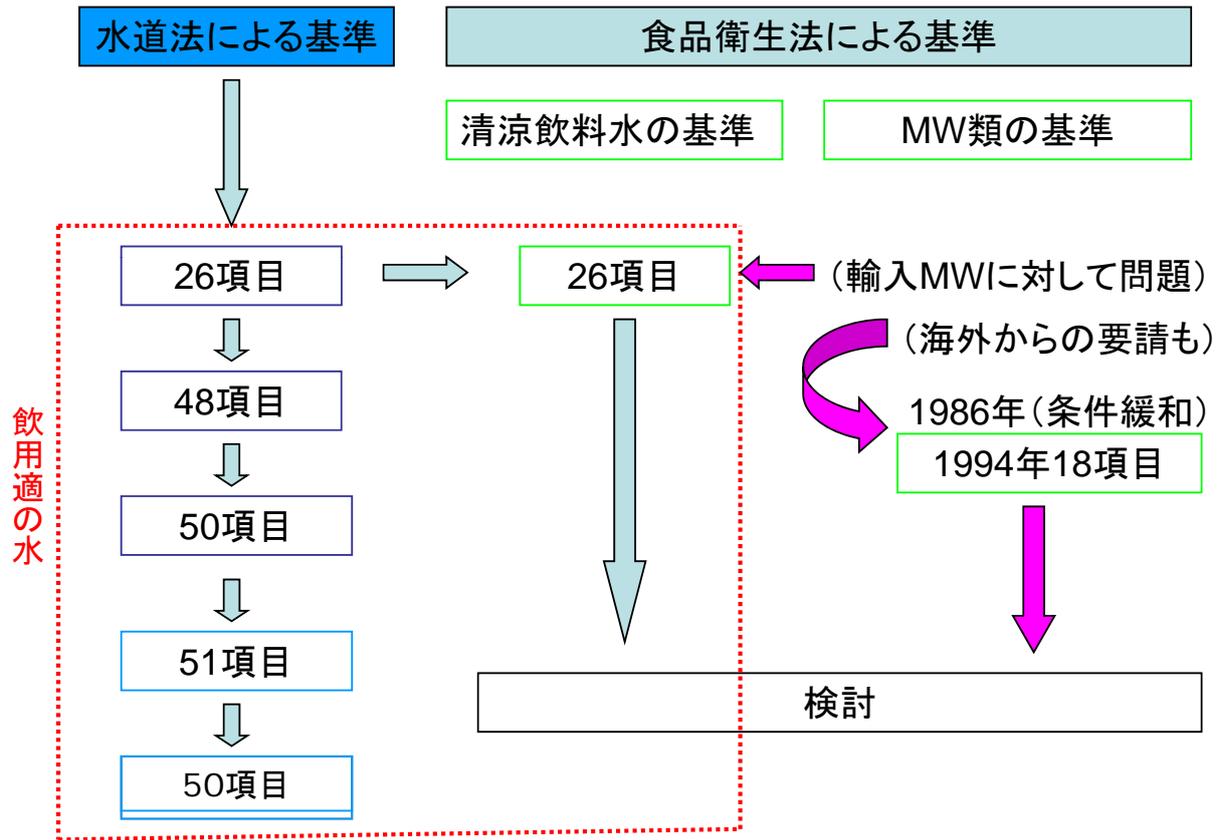
## ミネラルウォーター類(容器入り飲用水)の品質表示ガイドライン

平成2年3月30日 2食流第1071号 食品流通局長通達  
 改正 平成7年2月17日 7食流第398号

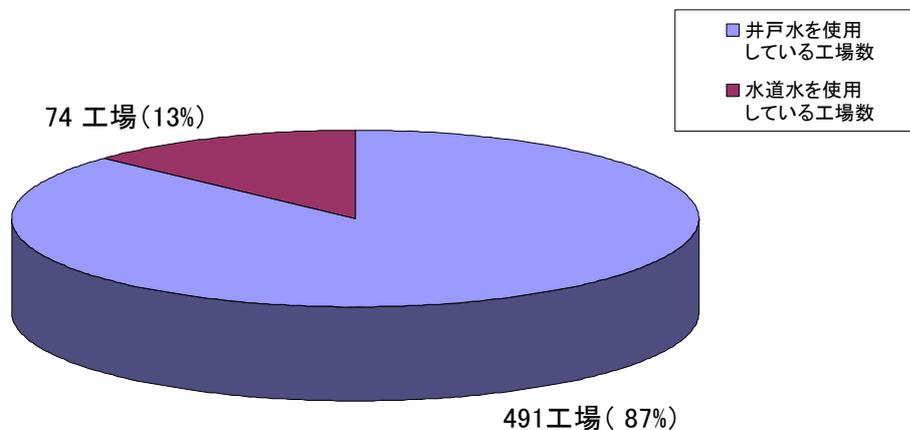
品名	原水	処理法
ナチュラルウォーター	特定の水源地から採水された地下水(注1)	沈殿、ろ過、加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行わないもの
ナチュラルミネラルウォーター	ナチュラルウォーターのうち鉱化された地下水(注2)	
ミネラルウォーター	ナチュラルミネラルウォーターと同じ	品質を安定させる目的等のため、ミネラルの調整、ばっ気、複数の水源地から採水したナチュラルミネラルウォーターの混合等が行われているもの
飲用水又はボトルドウォーター	(飲用適の水(硬度、pHを除く))	(処理法の限定はない)

- (注1) 特定の水源地とは、水質、水量において安定した地下水の供給が可能な単独水源地をいう。  
 (注2) 鉱化された地下水とは、地表から浸透し、地下を移動中又は地下に滞留中に地層中の無機塩類が溶解した地下水(天然の二酸化炭素が溶解し、発泡性を有する地下水を含む。)をいう。  
 ○ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター以外のものに対する「自然」、「天然」の用語及びこれに類似する用語は表示禁止。  
 ○ボトルドウォーターは(一括表示の中に)採水地を記載することができない。

# 原水基準の移り変わり



## 清涼飲料水に使用している水の種類別工場数 (565 工場)



2008年現在

## 平成19年度 地下水基準超過率調査

項目	水道法	食品衛生法	地下水の水質汚濁に係る環境基準	平成19年度		
	水質基準	MW類の原水基準		調査本数	超過本数	超過率(%)
1 一般細菌	100以下/mL	100/mL以下				
2 大腸菌	検出されないこと	大腸菌群:不検出				
3 カドミウム及びその化合物	カドミウム:0.01	カドミウム:0.01	カドミウム:0.01	3,160	0	
4 水銀及びその化合物	水銀:0.0005	水銀:0.0005	総水銀:0.0005	3,233	5	0.2
5 セレン及びその化合物	セレン:0.01	セレン:0.01	セレン:0.01	2,830	0	
6 鉛及びその化合物	鉛:0.01	鉛:0.05	鉛:0.01	3,466	12	0.3
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素:0.01	ヒ素:0.05	ヒ素:0.01	3,591	73	2.0
8 六価クロム化合物	六価クロム:0.05	六価クロム:0.05	六価クロム:0.05	3,388	1	
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン:0.01	シアン:0.01	全シアン:不検出	2,737	0	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素:10	10	4,232	172	4.1
11 フッ素及びその化合物	フッ素:0.8	フッ素:2	ふっ素:0.8	3,890	41	1.1
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素:1.0	ホウ酸:30 (注1)	ほう素:1.0	3,289	6	0.2
13 四塩化炭素	0.002		0.002	3,536	0	
14 1,4-ジオキサン	0.05					
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02		0.02	3,567	0	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		0.04	3,587	7	0.2
17 ジクロロメタン	0.02		0.02	3,370	0	
18 テトラクロロエチレン	0.01		0.01	3,938	12	0.3
19 トリクロロエチレン	0.03		0.03	3,948	7	0.2

(平成20年 環境省 水・大気環境局)

## 清涼飲料水の原水の考え方について

清涼飲料水の原水は食品の原料であるので、水道法の生活上支障関連の項目(例えば石鹼の泡立ちのためなど)は不要と思われる

(硬度、蒸発残留物、pH値、塩素イオン、有機リン)